

最高裁で逆転勝訴しました

特定NPO法人消費者支援機構関西(KC's)

2022年12月12日、私ども消費者支援機構関西(KC's)は家賃債務保証業者「フォーシーズ株式会社」(以下「フォーシーズ」といいます。)に対する不当条項差止訴訟事件について、最高裁で逆転勝訴判決を勝ち取りました。この判決の画期的な内容面については様々な判例雑誌等でも取り上げられると思います。そのため、「団体訴権への展開」のコーナーである本誌では団体訴訟の観点から、この最高裁判決についての意義と適格消費者団体の存在意義、その活動へのやりがいを紹介したいと思います。

この裁判のきっかけとなった賃貸借事業者・家賃債務保証会社に対するKC'sの取組は2009年から始まりました。KC'sの差止検討委員会の検討グループによる調査・検討、交渉、提訴等が積み重ねられてきました。フォーシーズへの「お問合せ」は2015年1月が最初でした。その後、2016年10月の大阪地裁への差止訴訟提訴、2019年6月同地裁判決(一部勝訴)、2021年3月大阪高裁判決(逆転敗訴)、2022年12月最高裁判決(逆転勝訴)とフォーシーズに対してだけでも8年、この問題の取組を開始してから13年という年月が経過しています。

個々の消費者の方が不当な契約条項で賃貸借契約を解除されて退去を余儀なくされた場合、その不当性を裁判で争うこと自体大きな負担でしょうし、仕事をしながら、そして、日常生活を送りながら10年近く紛争を抱えることの負担感の大きさから、もういいかと諦めてしまう感情が勝ることも想像に難くありません。正直いいまして、これだけ長期間の裁判を戦っている間は私どもKC'sも苦しいと感じることもありました。特に、大阪高裁で逆転敗訴したときは司法は冷たいな、消費者の素朴な感覚というのは伝わらないものなのかと思ったこともありました。それでも、最後まで諦めることなく最高裁まで戦い抜くことができたのは、差止請求訴訟は、同種紛争の発生・拡大の未然防止のための制度であり、我々が頑張らなければ、同種の契約条項を使用する契約において多くの消費者が泣き寝入り強いられる、それは許されないという思いでした。検討グループや弁護団のメンバーも同じ思いで尽力いただきましたこと、またKC'sの会員及び多くの消費者団体の皆さまからご支援いただいたことには本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

最高裁の判決は、私たちの思いのみならず差止請求訴訟という制度自体にも真正面から向き合い判示してくれている箇所があります。「差止請求の制度は、消費者と事業者との間の取引における同種の紛争の発生又は拡散を未然に防止し、もって消費者の利益を擁護することを目的とするもの」であるため、契約条項が不当に適用される場合を限定的に解釈すると、「解釈について疑義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き続き使用され、かえって消費者の利益を損なうおそれがある」ため、解釈で限定することは相当でないと判断しました。この判断はまさに差止請求訴訟の意義、「団体訴権への展開」ここにありという感じが満載です。

さて、現在、全国には適格消費者団体が23団体、特定適格消費者団体が4団体あります。様々な消費者問題について申入れ活動や交渉、訴訟を行っています。現在のようなボランティアベースの活動自体も少しずつ変えていかなければならないところですが、今回の最高裁判決を得たときのような、社会的なやりがい、チームでの達成感、爽快感を感じられます。少しでも興味・関心を持たれた方は、お近くの適格消費者団体に電話してみませんか。